



平成18年11月17日

各 位

会 社 名 株式会社 みなと銀行  
代 表 者 名 取締役頭取 藪 本 信 裕  
(コード番号 8543 東証・大証第一部)  
問 合 せ 先 常務取締役企画部長 今 西 昭 文  
(TEL. 078-333-3224)

### 新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成18年11月17日開催の当行取締役会において、新株式発行並びに当行株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募 集 株 式 の 当行普通株式 25,000,000株  
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される  
の 決 定 方 法 方式により、平成18年11月28日(火)から平成18年12月1日(金)  
までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及 増加する資本金の額は、1株につき上記(2)により決定される払込金額の  
び資本準備金の額 2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端  
数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、1株につき当該  
払込金額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募 集 方 法 一般募集とし、野村證券株式会社、大和証券エヌエムビーシー株式会社、S  
MBCフレンド証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社及び新光証  
券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。  
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める  
公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、発行価格等決定  
日における株式会社大阪証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その  
日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数  
切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価  
格（募集価格）と引受人より当行に払込まれる金額である払込金額との差  
額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日ま  
でとする。
- (7) 払 込 期 日 平成18年12月5日(火)から平成18年12月8日(金)までの間のい  
ずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1,000株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定  
については、取締役頭取に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は、当行の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当行普通株式 3,000,000株  
種 類 及 び 数 なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、または本売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 野村証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村証券株式会社が当行株主から3,000,000株を上限として借入れる当行普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、取締役頭取に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（後記<ご参考>1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 当行普通株式 3,000,000株  
種 類 及 び 数
- (2) 払 込 金 額 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額の決定方法  
の 決 定 方 法 額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額  
増加する資本金の額は、1株につき上記(2)により決定される払込金額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、1株につき当該払込金額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 及 び 野村証券株式会社 3,000,000株  
割 当 株 式 数
- (5) 申 込 期 間 平成19年1月4日(木)から平成19年1月5日(金)までの間のいずれ  
( 申 込 期 日 ) かの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目目の日の翌営業日とする。
- (6) 払 込 期 日 平成19年1月5日(金)から平成19年1月9日(火)までの間のいずれ  
かの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目目の日の2営業日後の日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000株
- (8) 上記(5)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、取締役頭取に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意:この文書は、当行の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当行株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村証券株式会社から3,000,000株を上限として借入れる当行普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、3,000,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社が上記当行株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当行は平成18年11月17日（金）開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当行普通株式3,000,000株の第三者割当増資（以下「第三者割当増資」という。）を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日（30日目の日が営業日でない場合はその前営業日）の2営業日後の日を払込期日（以下「第三者割当増資の払込期日」という。）として行うことを決議しております。

また、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から第三者割当増資の払込期日の5営業日前の日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社大阪証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当行普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当行普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当行普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村証券株式会社は第三者割当増資に係る割当てに応じ、当行普通株式を取得する予定であります。そのため第三者割当増資における発行数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	382,940,977株	（平成18年9月30日現在）
公募増資による増加株式数	25,000,000株	
公募増資後の発行済株式総数	407,940,977株	
第三者割当増資による増加株式数	3,000,000株	（注）
第三者割当増資後の発行済株式総数	410,940,977株	（注）

（注）前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意: この文書は、当行の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

### 3. 資金の使途

#### (1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限7,190,000,000円については、全額を運転資金に充当する予定であります。

#### (2) 業績に与える見通し

今回の公募増資に伴い、自己資本の充実・強化を図り、お客さまの資金ニーズに積極的に対応することにより、中・長期的な収益の拡大につながるものと考えております。

### 4. 株主への利益配分等

#### (1) 利益配分に関する基本方針

当行は、銀行の公共性に鑑み、経営基盤の充実強化に努め、内部留保の充実を図りつつ、安定的な配当を実施することを基本としております。

#### (2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、自己資本を充実するとともに、金融・情報サービスの提供を通じた地域への貢献に向け、有効に活用してまいります。

#### (3) 過去3決算期間の配当状況

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
1株当たり当期純利益	5.70円	8.65円	12.40円
1株当たり年間配当金	2.00円	3.00円	4.00円
実績配当性向	35.02%	34.67%	32.25%
株主資本当期純利益率	2.75%	3.91%	5.37%
株主資本配当率	0.96%	1.35%	1.73%

(注) 1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。

#### (4) 過去の利益配分ルールの遵守状況

該当事項はありません。

### 5. その他

#### (1) 配分先の指定

該当事項はありません。

#### (2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

#### (3) 過去3年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等

##### ①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

ご注意: この文書は、当行の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期	平成19年3月期
始 値	255円	255円	222円	425円
高 値	278円	310円	500円	434円
安 値	194円	195円	198円	253円
終 値	255円	228円	424円	259円
株価収益率	44.73倍	26.35倍	34.19倍	—

(注) 1. 平成19年3月期の株価については、平成18年11月16日現在で表示しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意: この文書は、当行の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。